第四章　雑則（第三十六条）

附則

（企画再犯防止推進室、広報室及び政策立案・情報管理室並びに企画調査官）

第一条　［略］

2　企画再犯防止推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法務省の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整に関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

三　法務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（出入国在留管理庁の所掌に属するものを除く。）。

［3～8　略］

（所有者不明土地等対策推進室及び地図企画官）

第七条の二　民事第二課に、所有者不明土地等対策推進室及び地図企画官一人を置く。

2　所有者不明土地等対策推進室は、不動産登記に関する事務のうち所有者不明土地等対策に係るものの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　所有者不明土地等対策推進室に、室長を置く。

4　［略］

（更生支援室及び矯正監査室並びに矯正調査官）

第九条　総務課に、更生支援室及び矯正監査室並びに矯正調査官三人を置く。

［2～6　略］

［款を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

第四章　雑則（第三十五条）

附則

（企画再犯防止推進室、広報室及び政策立案・情報管理室並びに企画調査官）

第一条　［同上］

2　企画再犯防止推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法務省の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　［同上］

三　法務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

［3～8　同上］

（地図企画官）

第七条の二　民事第二課に、地図企画官一人を置く。

［項を加える。］

2　［同上］

（更生支援室及び矯正監査室並びに矯正調査官）

第九条　総務課に、更生支援室及び矯正監査室並びに矯正調査官二人を置く。

［2～6　同上］

第八款　入国管理局

（難民認定室並びに入国管理企画官及び入国管理調整官）

第十九条　総務課に、難民認定室並びに入国管理企画官及び入国管理調整官それぞれ一人を置く。

2　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　一時庇護のための上陸の許可に関すること。

二　難民の認定に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。

三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による在留の許可、同条第四項の規定による許可の取消し並びに入管法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。

四　難民旅行証明書に関すること。

3　難民認定室に、室長を置く。

4　入国管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　出入国管理基本計画の策定に関する事務のうち特定事項に係るものの企画に関すること。

二　出入国の管理に関する法令案の作成に関する事務のうち特定事項に係るものの企画に関すること。

三　入国管理局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特定事項に係るものの企画に関すること。

5　入国管理調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整に関する事務をつかさどる。

（在留管理業務室及び審査指導官）

第二十条　入国在留課に、在留管理業務室及び審査指導官一人を置く。

2　在留管理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　在留カードに関すること。

二　入管法第四章第一節第二款の規定による中長期在留者に係る届出に関すること。